

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

山元都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～災害に強くコンパクトで質の高いまちづくり～

平成29年4月
宮 城 県

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

1 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
(2) 将来像及び都市づくりの基本方針	2
2 区域区分の決定の有無	2
3 主要な都市計画の決定の方針	3
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	3
(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..	5
(4) 防災に関する都市計画の決定の方針	6
□ 山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図	7

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね20年後の平成47年を目標年次とし、山元都市計画区域（以下、「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね10年後の平成37年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、山元町の行政区域の全域に定めるものであり、その範囲及び規模は、次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
山元都市計画区域	山 元 町	行政区域の全域	6,458 ha	6,458 ha

資料：平成27年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

区 分	基 準 年	平成47年
都市計画区域内人口	12.3千人	おおむね 11.6千人

注) 1.基準年は平成27年値（国勢調査、都市計画基礎調査）

2.都市計画区域内人口は百人未満を四捨五入

(2) 将来像及び都市づくりの基本方針

本区域は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波（以下、「東日本大震災」という。）により、壊滅的な被害を受けた。このため、被災した住民の生活とりんごやいちご、ほっき貝などの特産品に代表される地域産業の再建を図るため、防潮堤、河川堤防や高盛土道路などの多重防御施設整備による津波対策を推進するとともに、ＪＲ常磐線の新山下駅周辺や新坂元駅周辺、宮城病院周辺に新たに市街地を集約することにより、災害に強いコンパクトなまちづくりを進めていく。

また、災害時の緊急輸送や地域産業の流通及び人的交流を支えていくため、常磐自動車道や国道6号などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、交通の基軸となるＪＲ常磐線を活用するとともに、コンパクトなまちづくりを支えるデマンド型交通などの公共交通ネットワークの整備を図る。

あわせて、本区域の豊かな自然環境、自然風景を再生・維持し、未来へ継承していくよう努める。

これらを踏まえ、以下に示す将来像と基本方針により、まちづくりを推進していく。

□ 将来像及び都市づくりの基本方針

《 将来像 》 災害に強くコンパクトで質の高いまちづくり

《 都市づくりの基本方針 》

- ・ 多重防御などによる災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- ・ 鉄道駅周辺などにおけるコンパクトな市街地の形成
- ・ 農業や水産業をはじめとする地域産業の再生
- ・ 本区域の骨格を形成する道路ネットワークの強化と公共交通ネットワークの整備
- ・ 豊かな自然環境、自然風景の再生・維持

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から区域区分を定めないものとする。

- ・ 都市規模が小さく、かつ、人口も減少するものと予測され、今後、無秩序に市街地が拡大するおそれが低いと見込まれること。
- ・ 区域内において、関連する法令などにより、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

内陸側に整備され新たな市街地となる新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺は、用途地域や地区計画を定めることにより土地利用を誘導していく。また、沿岸部などの災害危険区域の指定がなされた区域は、農産品などの地域産業の集積を図る。

一方、市街地の周辺においては、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、JR常磐線を含めた総合的な交通ネットワークを活用するとともに、少子高齢化の進展に対応するよう、デマンド型交通などの公共交通ネットワークの形成を目指す。

2) 主要な施設の配置の方針

主要な施設として、本区域の骨格を形成する常磐自動車道、国道6号、主要地方道相馬亘理線、主要地方道角田山元線、主要地方道角田山下線及び新しいまちづくりの拠点となるJR常磐線の新山下駅、新坂元駅を位置付ける。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

区 分	名 称	整備区間等	事業主体
主要な道路	常磐自動車道 [(都) 山元亘理幹線] (4車線化)	山元 I.C. ～ 亘理町境	東日本高速道路 株式会社
〃	(主) 相馬亘理線	山寺、坂元	宮城県
〃	(一) 山下停車場線	頭無～南山下	〃
〃	(一) 坂元停車場線	坂元	〃

② 下水道の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・ 汚水の排除、処理については、宮城県生活排水処理基本構想に基づき、特定環境保全公共下水道及びその他の下水道類似施設などの汚水処理施設を組合せ、整備する。
- ・ 公共下水道事業計画に基づき、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、全ての計画区域について処理可能となるよう効率的な施設整備を行う。
- ・ 耐用年数が経過した施設の改築・更新や施設の耐震化などを図っていく。
- ・ 汚水については、被災した地域の移転先として新たに整備される市街地について、重点的に整備を進めていく。

2) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称
下水道	山元町特定環境保全公共下水道

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域の骨格を形成し優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、悠々とした緑豊かな都市の形成を目指す。

2) 主要な自然的環境の配置の方針

ア) 環境保全系統

仙台湾海浜県自然環境保全地域の海岸線、深山緑地環境保全地域をのぞみ、本区域全体に広がる丘陵地及び坂元川、戸花川の主要河川の保全を図る。また、日常生活に身近な自然的環境となる公園・緑地の維持・再生を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

イ) レクリエーション系統

既存の都市公園のほか、復興事業などにより整備される公園・緑地の維持・利用を図る。

ウ) 防災系統

災害時の一時的な避難場所となる防災公園の整備を進めるとともに、沿岸部の海岸防災林の復旧を図る。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全するとともに工業地の周辺に緩衝緑地を確保する。

エ) 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ丘陵地の山林や市街地内の街路樹などを整備・保全する。また、郷土景観を構成する海辺などの緑地を再生・保存する。

(4) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

東日本大震災を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、防御施設や避難路の整備、内陸移設による居住地の安全確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震、津波に対する被害の実状と教訓の伝承や、近年多発する豪雨、土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などを図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

J R常磐線の新駅を含む新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置付け、津波が発生した場合でも、その機能の維持が可能となるよう整備を進めていく。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

名 称	事業主体
新山下駅周辺地区津波復興拠点整備事業	山元町
新坂元駅周辺地区津波復興拠点整備事業	〃

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

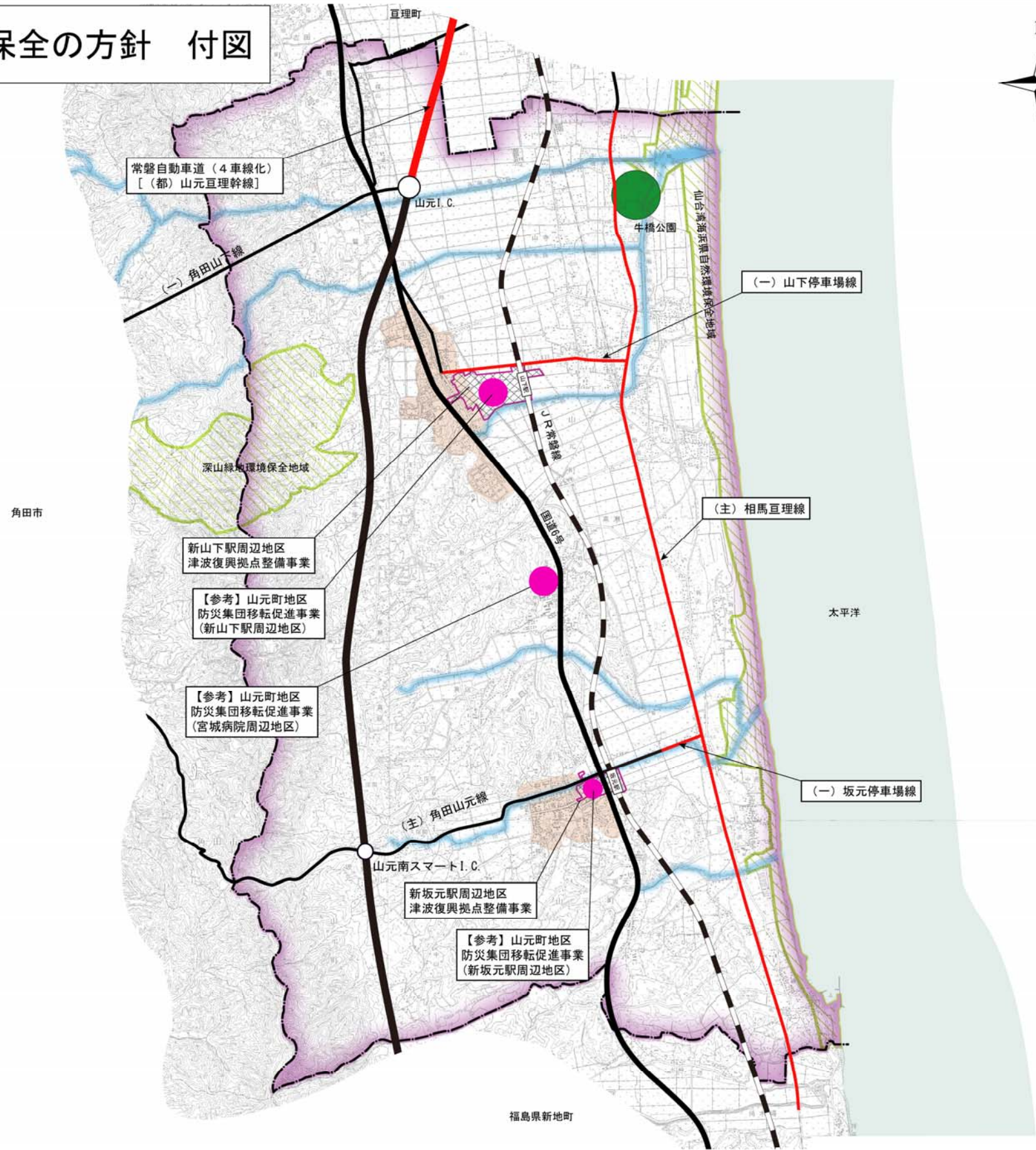
東日本大震災では、広域的な幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたことから、常磐自動車道や国道6号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な避難情報発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図



凡		例
区 域		都市計画区域
		行政区域
交通施設		自動車専用道路
		整備済及び概成済
		おおむね10年以内に実施予定
		鉄道 (駅)
土地利用		既存住宅地
市街地開発事業等		【参考】防災集団移転促進事業
防 災		津波復興拠点整備事業
公 園 等		県立自然公園・県自然環境保全地域・緑地環境保全地域
		大規模な公園等

